

事 務 連 絡

令和2年12月25日

保 護 者 様

福祉子ども部 幼児政策課

保育幼稚園課

休日における新型コロナウイルスに関する情報の連絡について（再度のお願い）

平素より、本市の保育・幼児教育の施策にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、国内の新型コロナウイルスの感染者の発生が収束することなく、いわゆる第3波が押し寄せており、感染予防に気を緩めることができない状況が続いています。そのような中、保育園等に関わる方が感染した場合には、臨時休園の検討や施設の消毒箇所の確認など、状況に応じて迅速な判断と対応を行う必要があります。

については、以前からお願いしておりますが、これからの冬季休業期間中も含め、休日等で各園に連絡できない時においても、園児や同居の方が新型コロナウイルスに①罹患、②濃厚接触者に特定、③PCR検査等を受検する（受検した）場合はいずれも、その後の各園の対応に向けて、各園の緊急連絡先へ御連絡くださいますようお願い申し上げます。